

第 9 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 2 9 年 9 月 1 5 日 (金) 午後 2 時 0 0 分

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席部会委員

たぐち 6 田口 なかに 16 中谷 なかの 22 中野	よしのり 慶則・ ひでや 秀也・ こ たつ子・	むくした 7 棕下 にしもり 17 西森 かたおか 23 片岡	たもつ 保・ よしのり 偉統・ まさいく 眞郁	みやもと 14 宮本 ゆうき 18 結城	まさはる 政春・ しんぞう 晉三・ 20 諸戸	もりやま 15 守山 よろと 孝之 善昭
---	--	--	--	---	--	---

以上 1 0 名

欠席部会委員

出席部会員外委員

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 藤井事務局長・鈴木事務局次長・若松主査

総合支所 久居：加賀担当副主幹 一志：坂口担当主幹 白山：村山担当副主幹
美杉：前山主査

議事録署名者 なかの **22 中野** こ **たつ子・** かたおか **23 片岡** まさいく **眞郁**

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
 報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
 報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可取消願について (所有権移転)
 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
 議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (地上権)
 議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)
 議案第 7 号 非農地証明願について
 議案第 8 号 買受適格証明願 (公売) について
 議案第 9 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、第9回第2農地部会を開会させていただきます。
本日は全員出席ですので、よろしくお願いします。
議事録署名者を指名させていただきます。22番 中野たつ子委員、23番 片岡眞郁委員、両委員、よろしくお願いします。
それでは、まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第4号につきまして事務局から一括して報告をお願いします。
- 事 務 局 議案書の1ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。
番号1の1件で、面積は田で7,070㎡でございます。
これにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
2ページから5ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。
番号1から9で、5ページをお願いします。
件数は合計で9件、合計面積は3万5,456.01㎡で、その内訳は田が2万5,102.01㎡、畑が9,968㎡、その他、これは台帳地目が山林となっている農地ですが、これが386㎡でございます。
これにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が宅地などになっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
6ページをお願いいたします。
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。
番号1、倉庫用地及び資材置場用地の1件で、面積は田で1,739.95㎡でございます。
7ページをお願いいたします。
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。
番号1、一般個人住宅用地。
番号2から番号6はいずれも宅地造成でございます。
以上、件数は6件、合計面積は3,811㎡、このうち田が992㎡、畑が2,819㎡でございます。
報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いします。
- 議 長 ありがとうございます。
事務局からの報告がありましたとおりでございますので、よろしくお願いします。
それでは、議案のほうに入らせていただきます。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。事務局、説明をお願いします。

事務局	8ページをお願いいたします。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。 番号1、地区 大井、受人 _____、面積 8, 119 m²、渡人 _____、面積 5, 090 m²、申請地 一志町井生堂ノ前_____、台帳地目、現況地目とも田、面積 501 m²。 これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。 番号2、地区 大井、受人 _____、面積 8, 119 m²、渡人 _____、面積 4, 005 m²、申請地 一志町井生堂ノ前_____、台帳地目、現況地目とも田、面積 1, 583 m²。 これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。 番号3、地区 大井、受人 _____、面積 8, 119 m²、渡人 _____、面積 1, 077 m²、申請地 一志町井生堂ノ前_____、台帳地目、現況地目とも田、面積 1, 077 m²。 これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。 以上、件数は3件で、合計面積は、田で3, 161 m²でございます。 この案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番から3番、お願いします。
宮本委員	14番、宮本です。 先日、8日の日に現場を確認させていただきましたが、前々から私も気になっていた田んぼで、荒廃化が進んできているなと思っていたところです。今回、受人が畑として耕作するという事で、大変喜ばしいことだと思います。また、現場で説明を受けていた地元推進委員共々、大変喜んでおられたことも含め、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議長	よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定し

たいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、説明をお願いします。

事務局

9ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。

番号1、地区 家城、申請者 _____、申請地 白山町城立井デノオク _____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 1, 071㎡外2筆、合計面積 1, 328㎡。

これにつきましては、昭和36年ごろ、既に植林されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 下之川、申請者 _____、申請地 美杉町下之川新宮山 _____、台帳地目、現況地目とも田、面積647㎡外1筆、合計面積 1, 713㎡。

これにつきましては、本年4月にクヌギを植林されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 下之川、申請者 _____、申請地 美杉町下之川長左間 _____、台帳地目 田、現況地目 山林、面積 1, 824㎡。

これにつきましては、昭和60年ごろ、杉を植林されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は4, 865㎡、このうち田が3, 537㎡、畑が1, 328㎡でございます。

いずれの案件も、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

西森委員

17番 西森です。

9月8日の日に、守山会長、諸戸部会長、地元推進委員、中谷、西森の両委員、事務局、行政書士というような形で、現場立ち会いをさせていただきました。

現場は、_____という集落から_____方向へ2キロぐらい入った林道沿いの右側にあったのですが、現状は山林化しておりまして、昔あった石積みが残っておったというぐらいでした。事務局の説明どおりということで、審議のほうよろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。

2番、3番、お願いします。

結城委員

18番 結城です。

2 番について説明いたします。

申請者は_____にお住まいの方でございまして、8 日の日に、会長、部会長、事務局と我々で現地を確認しました。既に樹木が植えられておりまして、中に入り確認できない状態でした。始末書の提出もあるというところで、何ら問題ないかと思います。よろしくお願いします。

3 番については、昭和 6 0 年頃に植林をされたということで、既に山林化し、場所は最終処分場の一角にあるところでございます。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆様方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第 2 号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 2 号については許可することと決定したいと思います。

引き続きまして、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可取消願について（所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事 務 局 1 0 ページをお願いします。

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可取消願について（所有権移転）でございます。

番号 1、地区 川合、受人 _____ 外 1 名、渡人 _____、申請地 一志町庄村日置前_____、台帳地目、現況地目とも田、面積 2 9 2 m²。

これにつきましては本年 6 月 1 6 日に許可をした案件ですが、買主の都合により計画を中止するため、許可の取消願が提出されております。

以上、件数はこの 1 件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。1 番、お願いします。

片岡委員 2 3 番、片岡でございます。

8 日の日に会長、地元委員、地元推進委員と現場立ち会いを実施しましたが、事務局から説明があったとおりでございますので、どうかよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんからのご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第3号については、承認することに決定したいと思います。 続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。お願いします。
事 務 局	11ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。 番号1、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居相川町北相川_____、台帳地目、現況地目とも畑、面積 55㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を山林として利用するものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____外1名、申請地 稲葉町茶屋_____、台帳地目 宅地、現況地目 畑、面積 347.1㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号3、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 稲葉町茶屋_____、台帳地目、現況地目とも畑、面積 125㎡外1筆、合計面積 263㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号4、地区 波瀬、受人 _____、賃借人 _____(株) 代表取締役 _____、渡人 _____外1名、申請地 一志町波瀬南山_____、台帳地目、現況地目とも田、面積 786㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を隣接地と一体利用の上、太陽光発電施設用地とし、_____ (株)と賃貸借契約を締結するものです。 一体利用分を含めたパネル設置面積は7,856.64㎡、利用率といたしましては全体面積が1万4,631㎡ございまして、この53.69%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号5、地区 川合、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町片野南出_____、台帳地目、現況地目とも畑、面積 6.18㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を自宅への進入路用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号6、地区 大三、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町二本木野田_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 498㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を近隣事業所の従業員用駐車場及び農業用倉庫用地とするものですが、平成10年4月から受人はこの目的で利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 大三、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町岡口堂谷 _____、台帳地目、現況地目とも田、面積 1,319㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とし、取得後において、太陽光発電業者に賃貸するものです。

パネル設置面積は781.16㎡、転用面積の59.22%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 倭、受人 (有) _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 白山町中ノ村宮石 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 1,366㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を宿泊型駐車場用地とするものです。

なお、渡人の親が平成4年に住宅を建築しており、渡人から始末書が提出されております。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 下之川、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町下之川上村 _____、台帳地目、現況地目とも畑、面積 109㎡外3筆、合計面積 237㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、3カ所に分散しております申請地をそれぞれ駐車場用地、資材置場用地、看板設置用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は9件で、合計面積は4,877.28㎡、このうち田が3,969㎡、畑が561.18㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

田口委員

6番、田口です。1番について説明します。

8日の日に現地確認をしてまいりました。農業委員の椋下さん、事務局、地元推進委員、に来ていただきまして、場所は _____ の _____ 交差点より東へ約300m行ったところです。周りは山林に囲まれていることから、問題ないと思います。以上です。

議 長

ありがとうございます。2番、3番をお願いします。

椋下委員

7番、椋下でございます。

2番でございますが、去る8日の日に部会長、田口委員さん、地元推進委員、

事務局とで確認をさせていただきました。場所は_____から北へ約100mのところでございます。事務局説明のとおりでございます。何ら問題はないと考えますので、よろしくご審議願います。

それから、3番の案件も先ほどの場所から20mぐらい離れたところになりますので、同じ説明ということでよろしくご審議願いたいと思います。

議 長 ありがとうございます。4番、お願いします。

宮本委員 14番、宮本です。

8日の日に守山会長、片岡委員、地元推進委員、事務局の立会いの元、現地確認を実施しました。場所は_____の入り口付近で、以前はすごく荒れているような状況でしたが、除草もされ、一体利用地を含めると相当な面積を太陽光にするような現況になっていました。何ら問題がないと思いますので、ご審議お願いしたいと思います。

議 長 ありがとうございます。5番、お願いします。

片岡委員 23番、片岡でございます。

これも8日の日に守山会長、宮本委員、地元推進委員、それから事務局とで現地確認をさせていただきました。事務局から説明ありましたとおり、何ら問題はないということで確認しておりますので、ご審議のほどお願いします。

議 長 ありがとうございます。6番と7番。

中谷委員 16番、中谷です。

8日の日に地元推進委員、西森委員、白山総合支所の事務局職員、行政書士で現地確認をしてまいりました。場所は_____の入り口に当たります。駐車場兼農業用倉庫ということで、始末書が出ておりますので、何ら問題はないかと思ひます。

7番ですけれども、これは、会長、部会長、事務局、それから、地元推進委員、西森委員と確認をしてまいりました。場所は_____の家のお寺のすぐ東に当たります。以前にも太陽光発電で申請は出ておまして、現在、太陽光を設置されております。その北側の続きという形で設置される予定で、両方合わせてフェンスも設置されるということで、何ら問題はないかと思ひます。

続きまして、8番ですけれども、これは場所が_____の東側にあります。RVパークということでキャンピングカーを敷地内に入れて宿泊をさせるということです。地元の自治会との話し合いもついており、何ら問題はないかと思ひますので、よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。9番、お願いします。

結城委員 はい、18番結城です。9番、下之川について説明をいたします。

この申請人は申請地を買い受けて、資材置き場にしたいということでございます。それから、一角に車を停めるところが欲しいということで駐車場の申請が上がっております。何ら問題がないと思ひますので、よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご

	意見をお伺いします。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することと決定したいと思います。 続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）を議題とします。事務局、説明願います。お願いします。
事 務 局	12ページをお願いいたします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）でございます。 番号1、地区 波瀬、借人 _____、貸人 _____、申請地 一志町波瀬上出_____ 、台帳地目、現況地目とも畑、面積 492㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に21年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は255.84㎡、転用面積の52％になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 大三、借人 _____、貸人 _____、申請地 白山町三ヶ野塩売坂_____ 、台帳地目、現況地目とも畑、面積 613㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に21年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は255.84㎡、転用面積の41.7％になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は2件で、合計面積は、畑で1,105㎡でございます。 いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。 事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお願いします。1番、お願いします。
宮本委員	14番、宮本でございます。 これも先日8日の日、現地を守山会長と片岡委員と私と、地元推進委員立ち会いのもとで確認をさせていただきました。住宅地の真ん中という感じのところでして、既に少し荒れておるような感じでした。周辺に了解はとられておることですので、何ら問題ないかと思います。
議 長	2番、お願いします。
中谷委員	16番、中谷です。

8日の日に地元推進委員、西森委員と事務局で確認をしてまいりました。場所は_____から東へ、約300mの所でございます。同所の南側に当たりますが、その後ろはずっと太陽光のパネルが設置された場所でありまして、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいま地元委員より説明がございましたが、皆さんからのご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題とします。事務局、説明願います。お願いします。

事務局 13ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 八ツ山、借人 _____、貸人 _____、申請地 白山町山田野宮ノ前_____、台帳地目、現況地目とも畑、面積 320㎡外1筆、合計面積 594㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の使用貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は528.12㎡、パネル自体の影を避けて設置することから利用率といたしましては転用面積の34.7%になります。

農地区分は第2種農地と判断されます。

以上、件数はこの1件で、この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。お願いします。

西森委員 17番 西森です。

9月8日、地元推進委員、中谷、西森両委員と、事務局で立ち合いのほうをさせていただきました。田んぼとしてなら機能させることもできるような現況だったのですが、太陽光になるということで、周りから見ても別にこれといった問題になるような場所ではなかったというような判断をさせていただきました。あとは事務局の説明どおりです。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご

意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りさせていただきます。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第7号 非農地証明願についてを議題とします。事務局、説明願います。お願いします。

事 務 局 14ページをお願いいたします。

議案第7号 非農地証明願についてでございます。

番号1、地区 八ツ山、願出者 _____、申請地 白山町八対野算所 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 409㎡外2筆、合計面積 757㎡。

これにつきましては、提出されております昭和63年5月18日国土地理院撮影の航空写真により、申請地は、このとき既に宅地化及び山林化していることが確認できます。

このことから、申請地は、農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。お願いします。

西森委員 17番 西森です。

これも9月8日、地元推進委員、中谷、西森両委員、行政書士で立ち会いさせていただきました。現場ですが、_____の南東にあるというような形で、場所はかなり広いような場所であったんですけども、その中に家は何軒か、同じ持ち主なんですけど、何軒かぼつぼつと建っているような状況でございました。もう今は誰も住んでいないということで、空き家になっておりました。問題はないように判断をさせていただいております。

それで、一番下の山林化している場所というようなことが書いてありますが、少し離れてはいるのですが、山林化していて、もう畑の跡形もないような状態でございました。

以上、あとは事務局の説明どおりということでよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。よろしいですか。

部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りさせていただきます。ただいま審議をいただきました議案第7号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第7号については証明することと決定したいと思います。 続きまして、議案第8号 買受適格証明願（公売）についてを議題とします。事務局、説明願います。
事 務 局	15ページをお願いいたします。 議案第8号 買受適格証明願（公売）についてでございます。 番号1、地区 榊原、競売対象農地 榊原町前田____、台帳地目、現況地目とも田、面積 470㎡、願出人 _____、耕作面積 5,250㎡でございます。 これにつきましては、津地方裁判所による担保不動産競売に参加するための買受適格証明でございます。 番号2、地区 大井の案件ですが、訂正をお願いします。 土地の所在の小字が向広尾となっておりますが、正しくは、向平尾でございます。訂正いただきますようお願いいたします。 公売対象農地は一志町井関向平尾_____でございます。 台帳地目、現況地目とも田で、面積は1,306㎡、願出人 _____で、耕作面積は102万6048.98㎡でございます。 これにつきましては、三重県による公売に参加するための買受適格証明でございます。 以上、件数は2件、合計面積は田で1,776㎡でございます。 この案件につきましては、農地法第3条第1項の規定による許可申請（農業委員会許可・所有権移転）も同時に出てきておりますので、あわせて審議をいただこうとするものです。 いずれの案件も、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議 長	ただいま事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見ををお願いします。1番、お願いします。
棕下委員	7番、棕下でございます。 これも9月8日に部会長、地元推進委員と、事務局で確認をさせていただきました。場所は_____の真下でございます。事務局の説明のとおりでございます。何ら問題はないと考えますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議 長	2番、お願いします。

宮本委員	14番、宮本です。 この前、8日に事務局と会長、部会長、地元推進委員の立ち会で確認をさせていただきました。農地としてはそのまま活用してくれるので、何ら問題はないと思います。
議 長	ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第8号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第8号については証明することと決定したいと思います。 次に、別冊としてお配りいたしました、議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明をお願いします。
事 務 局	議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。 資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。 各地区別に下の合計欄で説明をさせていただきます。 まず、久居地区をご覧ください。 田の賃貸借、使用貸借で6,183㎡、畑の賃貸借、使用貸借で4,042㎡、契約件数は6件でございます。 一志地区につきましては、田の賃貸借、所有権移転で2万3,979㎡、契約件数は13件でございます。 白山地区につきましては、田の賃貸借で1万1,088㎡、契約件数は4件でございます。 美杉地区につきましては、田の使用貸借で1,623㎡、契約件数は2件でございます。 以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて4万2,873㎡、畑の集積が賃貸借、使用貸借で4,042㎡、合計契約件数は25件、合計面積は4万6,915㎡となっております。 次に、認定農業者への集積状況でございます。 地区別の認定農業者への集積は、一志地区の6件、白山地区2件、美杉地区2件で、合計10件、合計面積は2万2,238㎡でございます。 なお、今回利用集積計画のうち、件数で40%、面積では47.4%が認定農業者に集積されております。 今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので、皆さん方のご意見がお伺いします。よろしいですか。
部会委員	<一同 はい>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第 9 号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 9 号については適正であると認め、市長に進達することといたします。 以上で、本部会に付議されました議案は全て終了いたしました。ありがとうございます。
午後 2 時 4 2 分	

上記は、第 9 回第 2 農地部会の議事を録したものである。

平成 2 9 年 9 月 1 5 日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____